

令和2年度 第8回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和3年1月7日(木) 午後6時～8時
会 場 武蔵野プレイス フォーラム
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員(WEB参加)、大田委員(WEB参加)、
高木委員、竹内委員、武田委員、中村委員、三上委員(WEB参加)、
渡辺委員(WEB参加)
欠席委員 小澤委員
説明員 高齢者支援課課長、子ども政策課長、子ども家庭支援センター所長
傍聴者 1名

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめについて
- (3) 第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて
- (4) その他

■議題(1) 前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題(2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめについて

【会長】 議題2、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ」について、事務局より説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 審議会での集中した議論により、「パートナーシップ制度導入検討中間のまとめ」を取りまとめていただき、12月8日の市議会総務委員会での行政報告を経て、12月15日から1月4日までパブリックコメントを募集し、

12月19日と21日に市民説明会を実施、職員アンケートは12月18日から1月8日まで、現在実施中である。速報の数値でパブリックコメントは、現在までに8名から、市民説明会の参加者は14名である。職員アンケートは今週末の締切りを前に現在62名から意見が寄せられている。以上の意見募集の内容、それに対する対応については、次回の第9回審議会でお示しする。

次回の審議会に先立って、市民説明会でいただいた意見のうち、主なものを紹介したい。まず論点1-2、「根拠規定を何に置くか」について、「条例が望ましい、議事録に残るかたちで、議会で議論が行われることは望ましい」という意見を12月19日にいただいた。21日にも、「条例が望ましい」という意見、「条例で行うことにより、不動産関係者、医療関係者等に説得力があるか」という意見があった。

論点2-1「制度の種類」について、パートナーシップ宣誓ということについて、「宣誓をする、という言葉が重い、パートナーシップ届出では駄目なのか」という意見をいただいた。

論点3-1「居住地域」だが、先日の総務委員会においても委員1人から、意見を頂戴したところのものであるが、12月19日には2人の方から、「市内に住所ということだが、別居しているパートナーはどうか」、また「在勤・在学も含むという議論はされたか」、との意見があった。21日にも、「市内居住が片方だけだと、不都合があるか」、といった意見をいただいた。

論点4-1「提出書類」について、12月21日に2人からあったが、「宣誓書とあると、誰かを前に、お互いの気持ちを宣誓するというように捉えかねないので、重くなってしまうのではないか」、また「宣誓書を出すとなると、制度利用のハードルが上がってしまうのではないか」、という意見があった。審議会の中では、宣誓か、公正証書かという議論をしてきたので、宣誓が重いという感想は予想外に感じられた。

論点4-5の「パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法」というところの、届出場所について、これも総務委員会において委員2人から、「男女平等推進センターだけでなく、市民課でも受付した方が良い」、という意見があった。12月19日には逆に、「自分たちの関係性は知られたくないので、人目に付きたくない。公の場で宣誓をする必要があるか」、という意見を受けた。21日には、総務委員会と同様に、「届出が戸籍係で受けられないのはなぜか」、という意見をいただいた。

論点5-2の「パートナーシップ解消時の取扱い」について、21日にいただいた。

「パートナーシップ制度は、これをもって夫婦と同等に扱うという企業もあるので、解消が1人だけでいいのは軽過ぎるんじゃないか、片方の意思だけで良いというのは問題ではないか」、との意見をいただいた。また、「解消は、一定期間を置いて、どちらからも申立てがなければ受理というような形するべき。申請時には、各種確認を取ったり、添付書類を求めたりと厳しいのに、解消時が簡単であるのは、悪用のおそれがないのか」、という意見があった。同じ参加者の中から、「パートナーシップ宣誓書受理証は、2枚ないと有効にならないかたちにしたら、悪用できないのでは」、という意見、また「パートナーシップ宣誓書受理証に、有効の問合せは市にしてください、という文言を入れることにより、悪用の抑止になる」、という意見があった。

主立ったところは以上である。次回審議会でもパブリックコメント、職員アンケートの内容も含めて一覧にしてお示しする。最終の報告書には全て添付する予定だ。

【会長】 市民説明会のなかでの対話をとおして、もう少し考慮すべき点もあったように思う。本日は時間的余裕がないので、ご意見の紹介に留め、最終の報告書に向けた検討は、次回審議会でも職員アンケート結果も揃ってから議論したいと思う。この場で、特に確認したいことはあるか。

【副会長】 スケジュールの確認だが、次回日程についてと、3月に市長に答申するというところでいいか。

【男女平等推進担当課長】 次回の第9回が2月、第10回は3月を予定している。第9回審議会でもパートナーシップ制度の報告書については、固めていきたいと考えている。答申は3月29日を予定している。

【会長】 中間のまとめの基本的なところは受け入れられたと感じている。幾つか細かい点でまだ議論を詰めきれていなかったところがあるので、次回はそうした部分を中心に議論するようになると思う。今の時点で確認しておきたいことがあるか。

【男女平等推進担当課長】 市民説明会での居住要件についての対応として、制度としての実効性や、制度の信頼性を考慮して、2人とも武蔵野市内居住を基本とするとしたが、個別の事情により要件を広げることも考えられるのではないかとした。

【会長】 原則は2人とも市内居住ということである。しかしながら、個別の事情を考慮する必要があるのではないかとこのことを話したと思う。

【副会長】 市民説明会終了後に会長と打合せしたなかで、一方が武蔵野に住んでいて市営住宅を申込みしたいということで、パートナー制度を使おうとしたときに、

順番的にパートナー制度を先に使えないから市営住宅に申し込めないと困るので、何か月以内に引っ越すとしたことについて、どのぐらいにしておけば、そこがスムーズにいく形で申込みができそうなのか、手続の流れを確認しておく間違いがないのではないかという話をしたところだ。

【男女平等推進担当課長】 婚姻予定で申込み場合は、1人が武蔵野市に1年以上入居していて、入居までに婚姻の事実が確認できることとなっている。

【副会長】 入居申込のためにパートナーシップ制度を使った場合、何か月以内には引っ越さなくてはならない、とかあるのではないか。申込が通った場合に、何か月以内に入居できるのかというところで、すごく長かったら、制度と合わなくて失効したりしてややこしくなるので、どのぐらいのインターバルで入居できる制度になっているのかというところだ。

【男女平等推進担当課長】 では、確認をさせていただく。

【会長】 また、受付は男女平等推進センターだけなのか、市民課では受付できないのか、という意見もあった。ほかの論点も出るかもしれないので、少し整理して、関連する情報などがあれば、併せて次回出させていただきたい。

ほかにあるか、よろしいか。ではこの議題はここまでとする。

■議題（3）第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて

【会長】 議題3、「第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリング」について、本日のヒアリングは、高齢者支援課、子ども政策課、子ども育成課、子ども家庭支援センターを予定している。各課よりポイントを絞って、説明いただきたい。

【高齢者支援課長】 高齢者支援課から説明する。資料2、1ページの基本施策1、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の（2）の男性の子育て、19番「家族介護支援事業の拡充」である。令和元年度の事業実績についてだが、家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6か所、デイサービスセンター10か所の計16か所で開催したことは、記載のとおりである。令和2年度事業だが、今年度は、新型コロナウイルスの関係で12か所での実施となっている。

事業番号21、「男性の地域参加へのきっかけづくり」については、料理教室を15回実施して、延べ143人が参加した。

事業番号39については、地域支援課と記載が同じだが、介護に関わる人材の確保

と育成ということで、人材育成事業として初任者研修などを行った。

2ページをご覧いただきたい。事業番号40、「介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実」である。令和元年度実績については記載のとおりだが、現在、第8期の介護保険事業計画、次期の高齢者福祉計画を策定しており、令和2年度の予定としては、看護小規模多機能型居宅事業などの整備について、議論をしているところである。

事業番号41、「介護に関わる相談体制と情報提供の充実」である。こちらは記載のとおり、介護支援専門員の資格を持ったサービス相談調整員の増員を昨年度行った。

事業番号42、「ダブルケア・トリプルケア」については、令和元年度、認知症相談と認知症サポーター養成講座などを実施していた。昨年度は、サポーター養成講座を46回行ったが、今年度は新型コロナの関係で、開催が10回となっている。事業番号43については、再掲である。

3ページ、事業番号84、「見守り・孤立防止ネットワーク」から86の「消費者被害防止対策」については、記載のとおりであるが、今年度は集まっての開催が難しくなっており、書面開催等に対応しているところである。

高齢者支援課からは以上である。

【会長】 続いて、子ども政策課にお願いします。

【子ども政策課長】 4ページ、事業番号16、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施」だが、令和元年度の3月に「ハタラクカイギ2020」を予定していたが、新型コロナウイルスの関係で中止になったため、評価をDとしている。こちらについては、令和2年度、新たに、コロナ禍のなかではあるが、動画で収録を行って配信するという形で、同じテーマで実施した。

事業番号18、「男性向けのワークショップ」については、コロナ禍ではあったが、12月1日に実施、51名が参加している。今年度は、コロナ禍にあって全て中止になっている。

事業番号29、「子育て施設の整備」については、第五次子どもプランを令和元年度に策定したところで、こちらに整備方針を記載した。令和4年、5年、6年に各1施設、3施設を増設するという整備方針を記載している。

5ページ、事業番号31、「子育て支援団体の育成支援と連携強化」では、記載のとおりであるが、ボランティアの養成講座を年2回実施し、31名の参加を得ることが

できた。次のひろばネットワーク会議だが、記載に誤りがあり、年2回の予定だったけれども、コロナ禍により、後半の1回は中止になっている。それでも、1回の実施で28団体32名が参加している。また、子育てフェスティバルを実行委員会形式で、10月26日に実施した。こちらについても、ボランティア養成講座は、最初は中止したが、今年度1回実施した。ネットワーク会議についても今年度は中止をしており、子育てフェスティバルについても今年度はコロナの状況で中止している。

【会長】 続いて、子ども家庭支援センターに願います。

【子ども家庭支援センター所長】 7ページ、事業番号33、37番で、子育て支援施策の充実ということで実施している。

事業番号51、基本施策1の配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援ということで、51番については「暴力の未然防止と早期発見」、56、57、58番で相談事業の充実、61、62番で安全の確保、63から66番で自立支援ということで実施をしており、全て評価はAになっている。

事業番号67、68、70、71、72番では、推進体制の整備ということで、ネットワークの充実であったり、研修であったりということを行っている。72番の配偶者暴力相談支援センターの機能の充実については、男女平等推進センターのほうからも評価があったと思うが、機能の充実ということなので、こちらのみはBとしている。今年度も引き続き充実に努めていく。

事業番号74は、「性に関するハラスメントやストーカー等への対策」で、こちらもAになっている。

事後湯番号78から83番までは、「ひとり親家庭への支援」ということで、様々な支援を実施しており、おおむねAである。

当日配付資料の3で、ひとり親家庭・婦人相談の状況についてお示ししているのですが、そちらについて説明する。(1)、ひとり親家庭・婦人相談の件数を載せている。令和元年については、相談件数が前年に比べて減っている。DVの相談については減っていないが、全体の相談件数は減っている。ここの主な原因として、福祉資金の貸付けと就労相談が減っていたということで、当時は人手不足ということもあり、こちらに就労相談に来なくても就職ができたということと、貸付けについては、無利子の貸付けが学生支援機構等で新しい制度で始まったので、そちらのほうを使えるということから、こちらの貸付けの相談が減っているものと思われる。相談内容別件数について

は、1人の方が複数の項目を相談しているので、実質の支援件数は2,525件となっている。

(2)、緊急一時保護については、緊急に保護をすることを要する母子または女性を一時的に保護施設に入所させ、必要な相談援助等を実施している。おおむねこちらは、緊急一時保護の後は、アパートであったり自宅に戻ったりというような状況になっている。

【会長】 それでは、説明は以上である。委員の方からの質問等をお願いする。

【委員】 事業番号41番、令和2年度の事業予定のところで、「相談対応の質の向上を目指す」と書いてあるが、これをもう少し具体的にお示しいただきたいのが1点目である。

3ページの高齢者・障害者の方への支援、事業番号85にあたるか、A評価だが、例えば85番で、研修参加について周知したとかあるが、こういうものは、実施したからオーケーなのか、効果測定として、ユーザーから何か講評を聞いたのか、その辺は何か取っているかというのを聞きたいのが2点目。

4ページ、事業番号18番、令和2年度の事業予定の「連携も図っていく」という表現が私の中ではあまり落ちなくて、「父親グループとの連携も図っていく」というふうに書いているが、連携を図って何をしていくのか、父親グループを支援していくという意味なのか、その辺を教えていただきたいと思う。

それから、7ページの子ども家庭支援センターの事業番号37、事業概要のところ、で、「産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し」、こういう表現があるが、家事や育児が困難な妊産婦と書かれると、とても使いにくいのではないかなと感じた。男女平等推進の観点からも、家事や育児は妊産婦がするもの、女性がするものという固定的な考えが散見できるので、この辺は少し改善していただけると、男女平等推進の観点からもいいのかと思う。実は右のほうを見ると、「支援の必要な家庭が」とか、「支援の必要な」という表現があるので、そういう言い方に変えたほうが、要するに男性がやってくれてもいいわけなので、その辺り、ちょっと表現を変えられるといいと思う。ちなみに、この37番の事業評価はA評価になっているけれども、武蔵野市の産前・産後支援の内容について、ホームページなどで調べたところ、武蔵野市は、多胎児でない限り90日以内の支援が有料で受けられる、というふうに書いてあったけれども、例えば港区だと120日以内とい

うふうに30日ぐらい違う。ですから、その拡充の声——ただ表面的に数字だけ見て足りないと言うのもどうかと思うけれども、もっと利用したいという声があるのか、その辺り、実はもうそんなに遅くなるとニーズがないのか、ちょっとよく分からないが、2、3か月は実家に行って帰ってきて、これから必要なのではないかとか、考えてみたので、その辺りの状況について教えていただけたらいいと思う。

それから、8ページ、事業番号58は、元年度事業実績に「市ホームページ等で相談窓口を周知している。」と書いてあるが、多分もっといろいろやっているのではないのかと思い、もう少し具体的に書くと、記録として残るので、書いていただけるといい思った。以上である。

【会長】 それでは、高齢者支援課から回答をお願いします。

【高齢者支援課長】 85番の虐待防止の推進の高齢者虐待防止連絡会議についてだが、私も一昨年の4月に高齢者支援課に来て、高齢者の虐待については、事例を聞くたびに非常に心を痛めている。確かに、こういった連絡会を行って件数が増減したと、因果関係を測るのはなかなか難しいと思っており、評価については、順調または目標達成とはしているけれども、意見をいただいたように、例えば研修とか連絡会の中で、後でアンケートを取るとか、今後のこの会議の在り方について、参加者の方からお声をいただくということは非常に大切であると思っているので、担当とも、この事業に限らず様々な事業の在り方については、参加者の声を聞くという視点で、検討というか、考えていきたいと思っている。

41番の介護に係る相談体制である。こちらは介護保険のサービス相談調整専門員ということだが、施設その他介護の事業所でお勤めされている方からの苦情や、それを利用する方の苦情などを受ける形になるけれども、やはりいろいろ話を聞いていくと、本当に何か虐待があったとか、そういうことよりは、最初のコミュニケーションがうまくいっていない状態の中で、お互いが相手をうまく理解できずに、複雑に物事が行ってしまって、直接話ができなくなってしまう関係性になっていって苦情が来てしまうというところがあるので、先ほども言った、令和元年度は増員によると書いてあるけれども、職員体制をプラスにすることで、職員も通常業務の中で、新しい相談が来ると、その相談に一定期間割かれるので、そういった意味では、人員体制を取ることによって寄り添った相談体制ができると思っている。私もケースによっては課長という立場で関わることもあるが、やはり最初の行き違いのところはどんどん乖離してしま

って、もう本人だけでは解決できないところがあるので、やはり体制整備という点では1名増えたところについてありがたいと思っている。以上である。

【会長】 前向きな検討をいただけるということで、ぜひよろしくお願ひしたい。それでは、子ども政策課のほうから願ひする。

【子ども政策課長】 4ページ、事業番号18番、「男性向けワークショップなどを実施」の令和2年度事業予定のところに書いてある、「父親グループとの連携も図っていく」というところで、連携とはどういうものなのかということの質問をいただいた。こちらは、ほかの講習や講座などもそうなのだが、結構大規模な会議室で、今回も参加者52人とか、前回は48人、56人というふうに対象者が多く集まるものになっているけれども、集まって、それで終わりというところがあって、実務の担当者としては、その中で父親同士も交流したり、連携したり、グループをつくったりとか、そういうふうに関係共有をしてほしいと担当のレベルで思っていて、そういう仕掛けをやっていきたいということもあり、今まで大規模にやっていたところを、ひろば事業の中で父親のような講座も持って、そこだと同じ地域のお父さん、お母さんが来ていて、お母さん方は結構グループをつくるんが、お父さんというのは大きいところにほんと来て、終わったら帰っちゃうというところがあるので、父親のグループの、もっと小規模で、地域のひろばなどでやるということをやりたいと令和2年度は考えていた。それが今、中止になっているが、来年度以降、そういうふうに関係していきたいと思っている。

【会長】 ぜひよろしく願ひする。では、子ども家庭支援センターからいかがか。

【子ども家庭支援センター所長】 産前・産後支援ヘルパーだが、欄が小さいので書き切れないのだが、前提として、御家族の支援が得られない方が対象になっているので、例えば、配偶者の方が育児休業等を取って家にいる、又は、同居の親族がいる場合には該当しないので、こういう書き方になっている。自分でできる方や、家族の支援が得られる方については対象にならないことから、この書き方になっているということで、理解いただきたい。

58番については、リーフレット等も作っているのですが、書き方については、男女平等推進センターと併せてということになるが、修正ができれば修正したいと思う。

【会長】 ここは実際のところ、もっとやっているのではないかと思う。どこまで書くかということはあるが、いかがか、ほかにあるか。

【子ども家庭支援センター所長】 産前産後支援ヘルパーの期間については、来年度、3か月から、6か月に延長する予定で検討している。

【会長】 ここまでのことについて、他になにかあるか。

【委員】 産後支援ヘルパーについてだが、今回、子ども政策課のファミリーサポートが書いていない。去年も同じ話をしたかと思うが、期間が6か月に延長になるのはすばらしいことだと思うが、支援がない人たちは、赤ちゃんを抱っこしてもらいたかったり、お風呂に入れてもらいたかったりというのが、実際にはあるのだけれども、そこは進歩しそうか。

【子ども家庭支援センター所長】 支援の内容について変更はないので、そういう直接的な支援の場合には自費で対応していただきたいと思う。

【委員】 6か月まではということか。

【子ども家庭支援センター所長】 産前産後支援ヘルパーはそうである。

【委員】 どこかにお願いしているのか。

【子ども家庭支援センター所長】 双子の場合は違う。

【子ども政策課長】 すみません、ファミリーサポートセンターもやはりボランティアがやるというところで、期間を3か月にということを検討してもらっていたけれども、やはり研修などの関係もあって難しいということで、今は実施できていない——双子の場合にやる——確認するが、今はやっていないし、やる努力はしていたけれども、できていないという状況である。

【副会長】 今、内容をもう少し整理しつつ、高木委員からの質問と答えがかみ合っていないような気もするので、少し整理をしたい。90日から5か月に変わったということは、たしか3か月目から6か月目までの支援の空白があるという話だったような気がするが、何かそうすると、残り1か月が空く状況になるということか。

【子ども家庭支援センター所長】 いや、6か月になる。

【副会長】 6か月になるということは、切れ目ができるというところについては、期間的なものは大丈夫ということか。

内容についてだが、それぞれの制度、何ができて何ができないということから、何ができないことを今問題にしているのか。2つ制度があって、それぞれできることが何で、できないことが何で、どの部分が問題なのか。

【委員】 産前産後支援ヘルパーは赤ちゃんを扱えないが、ファミリーサポートは

6か月を過ぎると赤ちゃんを扱えるようになる。産前産後支援ヘルパーのほうは、特に小さい赤ちゃんと、あと兄弟の絡みとかもあるけれど、例えば赤ちゃん返りしちゃったお兄ちゃん、お姉ちゃんの対応をするときに、ちょっと赤ちゃんを見てもらいたかったりするのだけれど、それができなくて、それについて、毎年同じ話をしているが、できるようになるといいなというので、去年から産後ケアが始まって、私もそこで産後ケアには関わらせていただいているけれど、そのニーズがすごく多いので、ぜひ今後、そこら辺のケアがしていただけるようになるといいと思って、助産師会としても、例えば講習とかをお手伝いしたりとかもできるので、ぜひ進めていただきたいと思っているところである。

【副会長】 今の話から、産前産後支援ヘルパーの内容の問題ということで、よく分かった。では、ここで家事や育児が困難な方のサポートということについては、生まれた子以外の子の育児についてはサポートするけれど、生まれた子自体のものについては、現状ではできないということだ。すごく小さいと、何か事故が起こるということも可能性としてはあり得ると思うので、検討する中である程度慎重にならなくてはいけない部分もあると考えられるが、これは実際のところ、ほかの市ではやっているのか。生まれた子のほうもヘルプするというのを、他の市区町村ではされていて、武蔵野市ではされていないということなのか。教えていただきたい。

【委員】 全ての市について知っているわけではないが、初めからファミリーサポートしかないところもあるので、2つに別れているところのほうが逆に少ないのかもしれないと思うが、赤ちゃんを抱っこするとか、武蔵野市だと、沐浴の介助はしてくれるけれど入れてくれないというのがあるが、他市だとそういうものもやっているというのはあるようだ。助産師が講師としてそういうものができる人を育成するというのも、他市ではやられているようなのだが。

【副会長】 今ここで何らかの答えが簡単に出せる問題ではないと思うけれど、少なくとも、よりやっている市のほうで、どこまでどういう体制でやっているのかとか、その場合、何らかの問題が生じていないかみたいなこと等を、きちっとある程度比較とか、検討した上じゃないと、入れられない。それをお願いすることはできるか。

【会長】 子ども家庭支援センターでも、市が提供するサービスとして、何をどこまでやるかということについて、定期的に検討し、他市との比較などもされているということではよろしいか。

【子ども家庭支援センター所長】 産前産後支援ヘルパーの制度そのものだと、要綱等で、大体が家事と沐浴の介助ぐらいで、お子さんの支援はしないというところが多い。また、ヘルパーの方の確保もなかなか難しいので、そこの養成といいますか、人数を確保していくというのは課題だと感じている。実際なかなか人数がいらっしやらないので、どうしても新生児の方を優先でお受けしているようなところがあるので、そこのところは課題だと認識している。

【会長】 先ほどの90日から6か月に延長した際には、どういうところを検討して、人数的にどの程度増やすことが可能になったのか。

【子ども家庭支援センター所長】 期間は増やしたが、今度はヘルパーの人数が増えないのは厳しいということから、来年度は委託の単価の見直し等をしている。

【副会長】 単価を高くするとか、そういうことか。

【子ども家庭支援センター所長】 そのとおりである。

【会長】 そうせざるを得ないということか。

【副会長】 さきほどの委員からの質問と、答えがかみ合っていなかったような気がするので、ここの書き方で、「家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭に」という、妊産婦の方がいて、その方が家事や育児がしにくい状況だとしても——同居の親族がいたら、この産前産後支援ヘルパー制度は全く使えないということか。

【子ども家庭支援センター所長】 支援がない方に対しての支援であり、これが要件になっている。

【副会長】 同居の親族というのは、大人と一緒にもう1人暮らしている場合など、要するにひとり親でないと使えないということか。

【子ども家庭支援センター所長】 そうではない。実際働いていて昼間1人で体調が悪いとか、例えば産前で切迫だとかというときでも、家族が、例えば同居で親御さんがいて、その方の援助が受けられるとか、配偶者が休んで援助できるとか、そういう援助できる方が家庭にいる場合には対象にならない。援助の人がいない場合には対象になるということである。

【副会長】 働いている人が全日休みにするとかということは、できなかつたりするが、そういう多少なりとも援助できる人がいたら、全然使えないのか。

【子ども家庭支援センター所長】 実際に育休とかで休んでいる場合は駄目なので、休めなくて誰も日中手がありません、という方が利用できる制度になっている。

【副会長】 夫が育休とかを取っていなければ大丈夫ということか。

【子ども家庭支援センター所長】 お見込みのとおりである。対象者を限定するために、要綱等でそういうふうに定めている。

【副会長】 制度については了解した。

【子ども家庭支援センター所長】 お元気な方が誰でも使えるということではない。自分は元気だけれども、ちょっと来て手伝ってほしいというためのものではない。

【副会長】 そうであるとしても、もう少し書き方が違っていいと思う。うまく言うのが難しいが。

【会長】 要件としては、理解できる。表現としてやや誤解を生む可能性があるかもしれないということだ。ただ、代わりのいい表現がすぐには浮かぶわけではない。

【子ども家庭支援センター所長】 実際、家事や育児を支援するわけなので、家事や育児が困難な方ということである。

【会長】 サービス内容等は理解できる。だが、少し引がかかるというのも分かる。ほかにあるか。

【委員】 私は、事前に全体を読んできているが、いつも感じているところがある。まず、AとBの違いが、はっきり言ってよくわからない。確かに例として、A、B、C、Dが書いてある。でも、例えばそのAとBをつけるときに、実際にどういう基準でやるのかを、それぞれの課長がおっしゃっていただきたい。それは私たちがまた評価をするときに参考になると思う。ですからそこが、大変厳しいことを申し上げるが、子ども家庭支援センターは、市民協議会でお会いさせていただいて、いろいろなお話を伺った。非常に大きな問題をたくさん持っているところなので、DVの問題であるとか、そういういろいろな問題も含めて、男女センターとも非常に深く関わる場所でもあると思うが、結構いろいろなことを指摘させていただき、例えば情報の共有であるとか、そういったこともいろいろ申し上げたが、ここを見ますと、全部Aになって、Bが1つ、Bの説明だけはしてくださったけれども、そういうこととか、それ以外も、ですから、お二人の課長の説明でも、AとBの違いがこうだからAにした、時間的なことを区切っているので限界はあると思うが、どういう視点で、だからAなんだというようなことを教えていただきたいということが一つである。

それからもう一つ、産前産後支援ヘルパーの37番だが、ここは私がもしかして間違っているかもしれないので伺いたい、「家事援助などを行う」となっている。ここ

は、少し時代が違うけれども、私の友人が一番困ったのは、2歳上ぐらいの子がいて、そして自分の母親も亡くなっていて、本当に血の涙を流して、そして当時は、私たちが子供を産む頃というのは、育児休業を夫が取るなんという時代ではなかったので、最も困ったのが、小さい子をどうしたらいいかというので、多分彼女は無理をして相当体をそのとき壊したんじゃないかと思う。これは今は、育児、家事だけなのか。家事援助と書いてあるのは、37番である。

【子ども家庭支援センター所長】 基本的には家事と、あとは上の子の世話と、上の子の送迎である。新生児の育児はできないが、上の子の送迎とか世話はしている。

【委員】 世話ということは、例えば赤ちゃんが生まれて、2歳上ぐらいの子の世話はしてくれるということか。

【子ども家庭支援センター所長】 そのとおりである。

【委員】 それはすごく大きなことだと思う。私は本当に、子ども家庭支援センターが抱えていることというのはすごくあるなと思っていて、ここが充実していたらどんなにか助かるなというふうに思うけれども、やはり今のように、小さい子を見てくれるようなことは実に助かることで、産んだばかりの母体をいたわるためにも本当に大事だと思う。

では申し訳ないが、今のAとBの、いろいろ私は考えるところがあったので、そのポイントを教えていただくと、私たちの参考にもなるので、よろしくお願ひしたい。

【男女平等推進担当課長】 評価基準について、前回もAとBの違いが分かりづらいう話があった。Aの場合は順調または目標達成ということで、目標達成は言葉のとおりで、順調というのは、今のやり方が宜しくて、翌年も引き続きやっていくというのがAなのかと思っている。Bについては、おおむね順調であるが、工夫の余地があるので、翌年はやり方を変えてやっていくというのではないかなと思っているところである。各課に徹底し切れなかった部分もあるかと思うので、今後、改善していきたいと思う。

【副会長】 やはり自己評価だから、難しいということはある。

【委員】 自己評価だからこそ、それぞれの課長がこういう視点でやったと。それを私たちがまた評価するわけなので、その参考にしたいと思っている。今課長が説明したように、ここに書いてあることは分かっている。それから、私もそういう目でここを全部読み直した。しかしながらAというのは、それなりにAをつけるだけのこと

があるんだろうなと思っている。でも、今の、3分以内だったかもしれないけれども、はっきり言ってAとBの違いが、私は少しも分からなかった。

【副会長】 3分はさすがに短かったか。私もAという評価は、ほぼ改善点はなく、このままいけばいいぐらいの完成度のものだと思っている。そうだとすると、今回Aをつけたものの中でも、5段階評価で5みたいな、そこまでの評価ではないものもきっとあるのだろうというのは、感覚的には同じである。だから、評価をするときに、その辺りをもう少し分かりやすく、もう少し自己評価のところを書き込んだ上で検討していただいてもいいのかもしれない。そこは共有できないと、結構ばらつきがでる。

【会長】 厳しめに評価されているところもあるようなので、もう少し説明していただきたい。では、高齢者支援課からお願いしたい。

【高齢者支援課長】 3ページの85の虐待防止のところもあったが、例えばこの内容のものの検証を行ったという、その視点だけで確かにAという形にしているが、今委員のほうからも、この内容をもっと高めたほうが良いという指摘をいただいたので、それについては、次年度はその視点で、例えばこの内容についてはより検討して、それが例えばいただいた意見で、私たちが検討してもそれができなかつたら、恐らくこの同じ内容でも、85についてはBになるかと思っている。それぞれ各事業の内容によっては、例えば21番の男性の料理講習会を15回実施して、143人の方が参加をしたと、一定程度、月1回程度やっているという過去の経験値の中で、ここは十分達成しているだろうという判断をしている。

ただ40番については、平成30年度に、この制度の事務事業の見直しをして、その見直しをしたことが円滑的にできているということで、Aという形にしている。例えば42番については、認知症のサポートを、まだまだ担当としてもより工夫ができる、これからの未来的な可能性も秘めているということからBという形にしているもので、担当によっては、目標を掲げたものができていないという意味でBとしているものもあれば、さらに未来に向けて、もう少し自分としても頑張りたいという意味でのBをつけてきているところもあるので、そこは担当の係長と課長のほうで話をして、本人の次年度に向けた取組をより高めてもらうという意味での評価も含めて、総合的に個々に評価しているところである。

【会長】 今回はBが多くて、控え目だと思われるが、どうか。

【高齢者支援課長】 担当者によっては、異動してきて、もう少し自分自身の経験を高めて来年度やっていきたいという思いでB評価を、まずは係長、担当でつけたものを課長と協議をしながらやっている。

【会長】 B評価になっているところで、実際のところ実績としてよくやっていると感じているところはあるか。多分、課題もあるとは思うのだが。

【高齢者支援課長】 課題があるので、Bはまだまだ、改善の余地があるというところで捉えているかと思っている。

【会長】 では、来年に期待したいと思う。続いて子ども政策課はどうか。

【子ども政策課長】 4ページの16番、ワーク・ライフ・バランスのところについて、準備を進めていたが、中止になってしまったので、Dとしている。実際は令和2年度に実施して大変好評だったので、できていれば、いい評価になったと思う。Dの評価基準に、極めて不十分、実施せずとあるが、極めて不十分ではなくて、実施せずということである。

18番については、参加者も52人いたということで、やったものとしては、評価はAでもいいかと思うけれども、担当としては、一回みんな集まって終わりというのではなく、さらにその中で、先ほど委員からの指摘もあったように、連携をしていきたいという、担当の思いがあってBになっていると思う。

29番については、目標自体が、子どもプランに整備方針を記載するというので、令和元年度は記載をしたということなので、私はAでもいいとも思ったが、これを記載しただけではなく、今後どうしていくかというところを考えていこうということで、Bにしている。

31番も、中段にある子育てひろばネットワーク会議が、2回予定が1回になってしまった、今2回と書いてあるが、1回中止になってしまっているの、そういうところからBである。子育てフェスティバルなどは、実行委員会形式で皆さんの協力を得ながらやっているの、私は今年の4月に異動してきて、元年度のところは見ていないが、やっていたのではないかと思うけれど、担当としては、そういうコロナ禍でできなかった部分もあり、Bになっているということだ。

【会長】 それでは、子ども家庭支援センターからもお願いします。

【子ども家庭支援センター所長】 該当する事業が多いので、個別にはちょっと時間の関係で難しいが、令和元年度の事業予定に対しての評価ということで、その事業

予定については、順調または目標達成という観点からAにしているが、毎年同じではなく、毎年、毎年さらに次の年度はどうしようという工夫というか、同じことをやっても工夫はしているので、そのところは、年度に対しての評価というところなので、Aにしているという観点である。

【会長】 特に次の年度はここに力を入れたいという、問題意識として一番考えているところはどこになるか。

【子ども家庭支援センター所長】 外国人の方の相談というのも増えてきているので、そういうところと、今、健康課や多文化共生課とも打合せ等して、外国人に対してどういった情報提供ができるかというところも検討したりしている。

【会長】 コロナ禍で問題が起こっていることはあるか。

【子ども家庭支援センター所長】 やはり言語の問題で、なかなか細かい部分がうまくいかない。ちゃんと理解していただいているかとか、こちらも状況をちゃんとつかめているかというような意思疎通のところで、国際交流協会とどう連携できるのかとか、そういうところである。

【会長】 では、続いてほかの委員からあるか。

【委員】 今日報告いただいて、委員の方からは厳しい意見も出ているが、全般としては、結構評価をしていいと私は思っている。特に高齢者支援課については、家族介護支援と、それから介護人材の育成のところで、今までも実績を残しているし、さらにそれを発展させようということだと思うが、今回、新型コロナウイルス感染症が蔓延してしまって、さらにこれからも蔓延していくと思うけれども、主に人と人が接触したりしながら事業を進めることが多いと思うのだが、それをしない、できない状況になっていく中で、どのような工夫をしていくかをより検討していけばいいのではないかと思った。

それから、子ども家庭支援センターに質問だが、33番、子育て世代包括支援センターの設置に向けての実施体制の検討ということについて、世の中に支援センターとか、包括支援センターというのがものすごく多いけれども、その内容とか、機能というものを伝えていく方法は、これから検討していくということによろしいか。

以上、感想と質問である。

【会長】 では、質問に対して子ども家庭支援センターにお願いします。

【子ども家庭支援センター所長】 子育て世代包括支援センターとは、建物ができ

るわけではなく、機能のことである。国のほうから、各市町村に設置する努力義務があり、それでやっている。今ある機能、子ども家庭支援センターや、健康課でやっている母子保健、0123でやっているような子育てひろばの機能、そういうところのそれぞれの機能を連携してやっていくというところが趣旨になる。少し分かりにくいものなので、この子育て世代包括支援センターがありますよ、という周知の仕方ではなく、こういう機能が連携して、子どもと子育てを連携して支援していきますというような見せ方として、リーフレットやチラシを作って周知をしていく予定だ。

【委員】 多問題家族とよく言うのだが、世代を越えていろいろな課題がある方たちについて、例えば、この子供のところからアプローチして、実際には高齢者の虐待があったとか、そうしたことについての連携はどんな感じでされていくのか。

【子ども家庭支援センター所長】 それについては、今、健康福祉部のほうも入っており、庁内連携プロジェクトといった、庁内の検討会議をやっており、来年度、総合の窓口がまた、できる予定になっている。

【高齢者支援課長】 今、話のあった、例えば虐待といったことについて、既に庁内で連携をしている。例えば高齢者支援課で何らかの虐待の情報を掴んで、ほかの部署に情報提供したほうがいいということがあれば、当然そこは連携をしている。ただ、現在の社会的な関心事としては、いわゆる8050問題である。この前もNHKのテレビ等でもあったように、どこに相談に行ったらいいか分からないといった課題に対して、今その窓口として、福祉の総合窓口をつくったほうがいいのではないかということで、今の計画のほうにも検討という形で書いている。1月の下旬に、また高齢者計画策定委員会の最終のものがあるので、そこで答申案という形になって、また来年度以降、何らかの形でそういった機運を高めている状況である。ただ、そうは言っても、何か大きな窓口ができると、庁内のほうが、じゃあその窓口が全部やるのではないかという話になるというのが割とある、何となく縦割りと言うか。そうではなく、今までやっていたところはしっかり連携して、その窓口相談に来た方が、ふさわしいところにちゃんとつないでいくことが大切だと思っている。

【会長】 今の福祉の総合的な相談窓口というのは、所管はどこになるか。

【高齢者支援課長】 まだ内部で今検討中だ。一応、計画上は検討ということになっているが、庁内的にはかなり前向きに検討している。

【会長】 ぜひ、よろしく願います。

【委員】 相談事業の充実というところで幾つか話させていただく。男女平等推進センターと子ども家庭支援センターは、連携して相談事業をやっていかなければいけないところであって、ある意味で男女平等推進センターは、総合の受付、受皿みたいな、そういう実施をしていくものと思うが、去年から、子供の虐待問題とDV問題というのはすごく裏腹の関係で、とても大きな問題になっていて、内閣府などでも、相談事業の中で、DVの相談の中で子供の虐待はあったかどうかというチェックリストがあり、項目があって、それも出すような形になっている。その辺のところ、子供の虐待とDVの問題というのを考えていくのが、やはり男女共同参画の視点がないと、なかなかそのところで、お母さんの立場になってしまったり、今度は女性だけの立場になってしまったりという支援になってしまうので、総合的に円滑に回っていくことがすごく大事ななというふうに相談は思っている。その辺のところ、ここからだと見えてこないで、どんな感じで実際はやっているのかというのを聞きたいと思った。どんな視点で、どんな感じで、実際にDV支援とか、そういうものを具体的にやっているのか。

【会長】 子ども家庭支援センターでよろしいか。

【子ども家庭支援センター所長】 子ども家庭支援センターでは、女性の相談、DV相談も受け付けているが、子ども・子育ての相談も受けているので、内容によって、例えばDVなどの相談は婦人相談員が受けて、子育てに関することについては子供の担当が見るとかしている。例えば子育てについての相談だったけれど、話を聞いているうちにDVがあるということになったときには、そのところを婦人相談員につないだり、そういった事例によって連携をしている。

【委員】 相談を別々に受けるというのではなく、DV被害者の人が虐待の加害者にもなり得るという状況の中での相談が増えており、そういう実態が出てきていると思う。そういうものが要対協などでもケースで上がってきたりすることは結構あると思うが、そういうときに、どんな感じで対応しながら、どんな視点でやっているのかというのでも聞きたかった。

【子ども家庭支援センター所長】 視点というのは難しいが、その家庭の状況で、まず夫婦関係のほうを整理していくことによって、そこが解消されることにより子供への虐待がなくなるというケースもあるし、もう、物理的に一緒にいたら駄目なので、夫婦は別れて、母親と子供だけ支援していくという場合もある。その後も結局、今度

は子供が反抗というか、一旦はいいけれど、そのうち子供の問題が出てきて、母親に対してまた暴力というような、いろいろなケースがあるので、その状況により支援していく視点は変わっていくと思うので、なかなか、そのとき今一番何が問題になっているかというところを見ながら、その状況や時間軸によってどんどん問題が変わっていくので、そのところは状況を見ながらとしか言えない。難しい問題である。

【男女平等推進担当課長】 男女平等推進センターでは、子ども家庭支援センターと年に1回、情報を連携するための会議を、女性総合相談の相談員と婦人相談員に出席いただき行っている。また、子ども家庭支援センターでは、全庁的な配偶者暴力の連絡会議というような形で、DV支援の啓蒙のための会議を開催している。先ほど委員のほうからジェンダーの視点ということがあったが、私が感じているところでは、やはり、子ども家庭支援センターでいろいろ対応していただいている方というのは、今すぐ対応しなくてはならないことがあり、婦人相談員に具体的に動いてもらわなくてはならない事例の方が多いという印象がある。それに比べて、男女平等推進センターの相談で受けるのは、同じDVであっても、モラルハラメントといった、精神的な部分での夫婦の関係や、精神的なDVのようなものが多く、相談員の方とじっくりお話をさせていただくなかで、気づきを得るというか、カウンセリング的な部分が大きいというようなすみ分けがなされていると思っている。同時に、連携は重要であり、必要があるケースについては即座に必要な対応を取っていくということがされている。

【委員】 それはそのように思っているが、何かやはり今、虐待の問題とDVの問題が表裏一体の関係になっているところをきちんと捉えていくのが、男女共同参画を推進していく上で重要なことだなと思うので、そのところを踏まえた上で共有をし合えたらいいということから、今意見というか、感想を言わせてもらった。私たちが担っているセンターの相談は、やはり実質の相談というよりは、どちらかといえばカウンセリング的な性質が高く、緊急の場合はお願いしなければならないことがあり、そういったサポートの中でやっている現実、それで連携しながらやっていくというのは、それはすごくやってくれているし、それから、私が評価したいのは、すごくアドボケートが充実しているの、寄り添ってやっているところの評価が高くできると思うので、そのときに、そういった考え方のようなことも含めて共有できたらいいというのが思うところである。

【副会長】 今話しているなかで、複数の問題がある。例えば典型的なもので言う

と、夫が妻に暴力を振るうけど、子供にも振るうというのは、その方が暴力体質だと、それなりにあると、私も相談を受けるなかで感じる。それとは別に、同じように夫が妻に暴力を振るっている状態で、そうすると、妻のストレス値が高いから、その状況の中で妻が子供を虐待する、ということが発生することもあるということを言っているのだと思う。1つの相談の中で複数の問題があり得るということを前提に、ほかの問題もあぶり出せるような形で相談に応じてほしいとか、そういう体制をとってほしいということだ。仮に複数の問題が生じていることが分かったら、それに対応できるような連携とか体制も確保してほしいとか、そういうことを言っているのだと思う。何となくそことあまり答えが合っていないという感じではないか。

【委員】 そのとおり、難しい問題だと思う。

【副会長】 取りあえず緊急で保護しなくてはならないときに、子供に虐待しているか尋ねるかという、それはあまりないと思うが、もう少し、1つの問題があるときにはその周りにもいろいろな問題がある可能性があるという視点を持って、質問の項目を増やすとか、注意するとか、もし確認できた場合には早急に何か対応するとかということがあれば、よりよいということではないか。

【委員】 そのとおりである。

【会長】 ほかの委員から、何かあるか。

【委員】 改めて今後のために確認しておきたい。この事業評価について評価の観点だが、事業予定に対しての評価なのか、事業の概要そのものに対しての評価なのかという点があったかと思う。そこはコンセンサスを得ておきたいと思う。事業予定に対する評価かと思うが、そこも、事業概要に対していい目標を立てないといけないということになってくると思うが、あるいはそうじゃないとかということもあるかもしれない。そこを確認して、全ての課で同じ観点で評価ができるといいと思う。

そうして見ると、B評価なのに、次年度のところが「引き続き」と書いてあって、その後に「また、」などの新しいことが書かれていなかったら、それはA評価にするのか、「また、」と別の新しいものを加えるかしないといけないのかというふうに考えた。

少し話が戻るが、2点ある。7ページ、51番、配偶者からの暴力の早期発見と発生防止ということだが、これに関しては、子ども家庭支援センターの目標には異論はないが、そもそもが、基本目標Ⅲで、「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」を武蔵野市はつくろうとしている。そして、配偶者からの暴力の未然防止と被害者支

援をうたっているのだと思う。その（１）として「暴力の未然防止と早期発見」ということがうたわれていて、その内容、武蔵野市はそうやって暴力の未然防止に何をしているのかと思って見てみると、妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通して配偶者からの暴力をキャッチするみたいなことになっている。すごくこれは後手に回っているように思えてならなくて、子ども家庭支援センターがやっていることは、もうここありきななので、そこへの意見ではないのだが、妊娠届を出すような関係の中で改めて、そこは暴力を見つけたほうがいいに決まっているけれども、その前にパートナーシップを組むときに対等なコミュニケーションのありようを教えるとか、何かもう少し前にやるべきこともあって、そこもこの（１）のところの担当課を増やしたりとかは、令和元年度の事業実績のところではないが、今後ここに、これを実現させるために妊娠届時の面接とか、子ども家庭相談からだけ見つけて、早期発見にはなるかもしれないけれど、未然防止にはならないという、何かもっとやるべき別のこともあって、それを子ども家庭支援センターだけにやらせているのもどうかという、みんな意識の中ではやっているのかもしれないが、もう少し何か骨太なものにしていったらいいのではないかというのが個人的な意見である。

前後するが４ページの１８番、父親グループとの連携も図っていくというところについて、表現としては、父親同士のネットワークづくりを推進していくとかいうことかと思う。父親の孤立ということもよくないし、意図するところは御説明いただいて理解した。しかしながら、父親グループとの連携も図るというのが何か私の中ではしっくりこないの、説明の内容だと、父親同士のネットワークづくりを図っていくとか、推進するということになるのではないかと思った。以上３点である。

【会長】 では、事務局からまずお願いします。

【男女平等推進担当課長】 評価についてだが、今年であれば令和元年度事業予定に対しての、令和元年度事業実績がどうだったかという評価でお願いしている。

【会長】 そういっても、やはり問題は残る。予定に対してできたら、A評価でいいのだが、目標を達成したが、やはり志高く、次はこうしたいというのが出てくるといふことはあり得るのではないか。

【男女平等推進担当課長】 おっしゃるとおりである。

【会長】 そこはあり得るとして、一応目標がしっかりできていればいいということになるか。武蔵野市では、目標を立てた場合、どこかでオーソライズをする仕組み

があるのか、目標が適切なものかをどのように確認しているかということである。目標が適切であれば、それに対する実績を評価すれば良いということになる。他方、目標がはじめから低かったら、目標を達成しているだけでは不十分ということもある。実際に事業を行っている担当課が一番詳しいので、他が評価するというのはなかなか難しいと思われるが、何か調整はされているか。

【男女平等推進担当課長】 今こういう形で男女平等推進計画のほうで目標を出してもらい、実績がどうだったかということ報告していただいているが、武蔵野市の行政の進め方自体が、計画ありき、目標ありきで、それを評価して、市長まで評価をしつつ毎年の事務を回していく方式なので、そういった意味では、決して所属長の一存で出したとかということではなく、その部、課の目標としてオーソライズされたものであると考えている。

【会長】 では、目標自体が達成されれば良いということによろしいか。

【男女平等推進担当課長】 そのように思っている。

【会長】 仕組みとしては、例えば男女平等推進であれば、計画を5年ごとに策定しているので、それに従い5年間の計画を達成できるような単年度の目標を立てており、各年度の目標達成を積み重ねると、5年間の計画の目標が完遂されるということで理解してよろしいか。

【男女平等推進担当課長】 お見込みのとおりである。

【会長】 そうであれば、評価のばらつきというのは、今のことを徹底することにより、かなりなくなってくるのではないか。

ほかのあと2点、質問、確認というコメントがあったので、一つ目、子ども家庭支援センターはいかがか。

【子ども家庭支援センター所長】 その時点での啓発になると、男女平等推進センターの事業なのではないか。

【会長】 では、男女平等推進センターにお願いします。事業番号51だったか。もう一点は、子ども政策課の父親同士のネットワークということになるか。

【副会長】 今の早期発見、暴力の未然防止というのは、前はデートDVの防止とかの講義を大田委員が学校でやっていたみたいなことがあった。今年は恐らく難しかっただろうと思うが、たしかそれがあつたはずである。実際のところ、私たちが離婚とかで受けているような印象としても、社会人になって、割と人として出

来上がった後に、何かこう教育したからすごく効果が上がるかという、なかなかそれは難しく、育った環境が結構大きな影響を与えるところもあるので、できるとすれば、学生レベルのところでは啓発できるかどうかという、教育的なものをやるとしたら、年齢的にはある程度若くないと難しい。あとはもう本当に離婚するか、しないかみたいなものがかかっている、もう次やったら離婚ですよみたいになって、大きなものがかかっているところでどうにか自分を変えられるかみたいなどころでしかない。多分普通に講義を受け、しかしそういう人は受けに来ないのだが、受けたところで別に変わらないというのが、暴力とかハラスメント的なものの特徴的なところではないかと思うが、今はどうか。

【会長】 なかなか簡単には、いかないものではないか。

【男女平等推進担当課長】 配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止のところでは、妊産婦の面接や子ども家庭支援センター相談員を通してということだが、健康課では、生後4か月までの乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問や、妊娠の初期段階から、健康センターで様々な妊婦のための相談事業をやっており、そういった中で暴力の未然防止というのが図られている。それ以前の結婚前ということでは、男女平等推進センターで様々な講座を行う中で防止を図っていくということになるが、副会長が指摘していただいたように、ここ数年、成蹊大学と共催で、公開によるデートDV防止講座を実施している。

【会長】 ではもう一点、子ども政策課はいかがか。

【子ども政策課長】 御指摘いただき感謝する。特に申し上げることはない。おっしゃるとおり、父親同士のネットワークづくりという趣旨である。

【会長】 それでは、委員の皆さまから、ほかに何かあればお願いします。

【委員】 補足になるが、産前・産後支援ヘルパー事業が今度6か月になるということに関して申し上げます。港区は育児の支援はしない、また、上の子の送迎とかもしない。しかし、武蔵野市はするということなので、そこはすごく画期的だと思う。います。それは市民にとっては、すごくいいことだと思う。

【副会長】 高齢者支援の関係で、見守り、孤立防止はすごく大事なテーマなんだろうと思うが、参加団体の方たちは、具体的にどんな活動をしているか。参加団体の方たちが具体的な活動をしていて、その方たちが集まって会議をされるということだと思う。もう少し活動の具体的な内容について、せっかくなので教えていただきたい

ということ。それから、虐待の防止についてだが、施設の方との会議とか、いろいろなルールづくりとか、体制づくりというのは比較的やりやすいのかもしれないが、もう一つ、個人で見ている方との間で虐待がされる、認知症とかが進んでくると、怒りたくもなるような状況というのは多々あるんだろうと想像するが、そういった個人で見ている方の虐待防止について、何か市としてしていることがあるなら、願います。

【高齢者支援課長】 3ページの84番、見守り・孤立防止ネットワークだが、年2回行っている会議である。例えば食事のサービスを提供している方たちや、水道部で水道使用量が極端に少なくなってしまうとか、そういった一人暮らしの方たちと何らかの形で関係がある方たちの会議である。

【副会長】 ライフラインとか食事とかの、接点がある方たちということか。

【高齢者支援課長】 隣近所などと接点がない方の変化を早めに取り込むというか、気づくような形の全体の会議という形になる。それぞれの事業者が、最近の傾向としてこういうことがあったという事例、あとは、すごくいい事例、何かそういった発見があって、それがうまくいったという事例をその方に紹介して、皆さん、自分のところはあまり、そういうことがあっても、大体は、例えば旅行に行っていたり、そういうことがあるが、そういうことではなくて、自分が関わっている方は、本当に何かあるとそういう可能性があるということを皆で共有して、意識を高めていくといった会議になっている。

【副会長】 これはいわゆるボランティア団体みたいな想定でいたが、そういう何か生活の中で関わりのある事業者の方たちとの意識の共有とか事例の共有とうことか。

【高齢者支援課長】 お見込みのとおり、電気の事業者とか、市では水道部がある。当然警察、消防も来るが、そういった形の会議ということである。

それから、虐待の防止について質問いただいている。まず事業数については、武蔵野市は介護保険ができて20年たつが、それぞれ各事業者の連絡会というのがある。ほかの市でも事業者連絡会はやっているが、事務局を全て市が行っているため、その開催の中身についても、それぞれの事業者の、いわゆる会長さん、責任者の方と事前に話をして、最近の傾向とか最近あったようなことをなるべく共有して、横の連携という意識を高めていくということを行っている。

あと、個人についての虐待の防止については、武蔵野市は中学校が6校あるが、その中学校区ごとに、在宅介護支援センターという高齢者の方が相談に行ける、そうい

った施設があるので、そこに何かあれば、まず相談に来てくださいという雰囲気をつくって、まずはなるべく相談に来てもらうような形で話をしている。相談に行ける方はいいけれども、行けない方ということで、やはりアウトリーチの支援をどうしていくかというところがある。武蔵野市では3年に1回、独居の方、お独りでお住まいの方に調査をしており、まず郵送で送り、御自身の緊急連絡先を訊ねたり、必要があれば、一定の期間、訪問させていただいてお話を聞くということを行っているが、今お話があったように、どこにもつながっていない方の支援については、もう従来から様々御指摘いただいているが、非常に大きな課題であると思っている。

【副会長】 例えばだが、家で介護している方でも、いろいろな介護事業者が入る。そういうところから虐待が、例えばお風呂に入れたりすれば、虐待が疑われると思うようなことはあるのではないかと思うが、そういう事業者等との連携は全然ないのか。

【高齢者支援課長】 先ほど説明したように、介護事業者の連絡会を適宜行っている。当然そういった情報も、事務局をしているので、何かあれば、支援のほうに一報を入れてくれるよう、話をしているので、そうした形で連携を取るように努めている。

【会長】 コロナ禍で今回いろいろな事業ができなかったという話もされていたが、一方で、こういうところに力を入れたというものがそれぞれあると思うので、簡単に教えていただきたい。では、高齢者支援課から順番によろしいか。

【高齢者支援課長】 高齢者支援課では、まず事業者支援としてマスク等の提供もしたが、市独自で、この新型コロナの影響で、就職というか失業というか、そういった方々の支援ということもあり、介護事業者に就職する方に支援金を創設した。資格を有する方には15万円、有しない方には5万円という形で行っており、8月から申請受付をしている。これは7月の市議会臨時会で行った。都内の自治体としてはあまりない形である。

それから、レモンキャブである。レモンキャブについては、緊急事態宣言が出たときも運行していただいていたので、協力していただいた方々に慰労金という形で3万円または1万円という形で支給をしたところである。

【子ども政策課長】 先ほども申し上げたように、ハタラクカイギは令和元年度は中止したが、令和2年度になるが、コロナ禍ということから、ユーチューブの動画を作って配信した。

それから、ひろばネットワークができなかったり、今回、ボランティア養成講座も、

令和元年度は2回やっているが、このボランティアがきちんと養成できないとひろばが成り立っていかないため、やはり止めておくわけにはいかないというところがあって、令和2年度はやっているが、説明者がオンラインで行ったり、そういうこともやっている。あと、令和元年度のいち早くから、このひろばの事業をオンラインで始める事業者があって、そういうハウツーを持ってやって、コロナ禍で虐待が増えたであるとか、孤立が増えたとかというところがあると思うが、そういうところにつながれるようにして、それがひろばネットワークと連携があるので、ここのひろばではこんなふうに行っていると情報を共有し、ではこちらでもやってみようとか、こんなふうに行ったらいいとか、オンラインなので一緒にやってみたり、そういう工夫をして、コロナ禍ならではのひろばをつくったりということをやっている。

【会長】 日頃ある組織が、ネットワークが生きるということか。

【子ども政策課長】 そのとおりである。

【子ども家庭支援センター所長】 こちらに書いてある事業ではないが、例えば4月のときに、児童手当をもらっている世帯に子育て世帯の特別給付金、1人1万円の支給を行ったり、ひとり親家庭に臨時特別給付金を支給したりした。この12月には、国のほうでひとり親に年内に支給しますというのが12月に来て、今月中にというのは本当に大変なことだった。普通は、前にやったときも、2か月ぐらい準備期間があったのを、12月になってから国がやると言っているけどどうするのかみたいなものを、年内に再支給をしたり、また、市独自で児童育成手当を受給されている方に給付金を支給したりと、そのところはひとり親家庭に対する経済的な支援を行った。

それから、保育園が休園というか、登園自粛の期間があり、その中で、やはりどうしても家庭で育児をするのがつらいという方もいたので、何とか保育園のほうに、毎日ではないが、そういうときは週に何回か通えるという話をして、あと、こちらから養育支援訪問というかたちで、ヘルパーの方に行っていただき、子供の連れ出し保育というようなところで、どうしても家庭で行き詰まってしまうような方に対する支援を行った。事業者の協力も得て、産前・産後支援ヘルパーについても、やはりどうしても支援が必要という方については、継続して事業をやったというところだ。

【会長】 それでは、ヒアリングについてはここまでとしたい。ご協力に感謝する。

■議題（4）その他

【会長】 では最後に、事務局から次回の確認と情報提供、事務連絡をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 本日、子ども育成課がコロナ対応で出席できなかった。資料2の6ページ、子育て支援施設のサービスの充実、病児・病後児保育の拡充、待機児童の解消の3事業がある。これに関して質問等があれば、事務局から子ども育成課に確認してお答えしたい。

【会長】 次回出席はお願いできないか。

【男女平等推進担当課長】 では、確認して報告する。

【会長】 出席いただけるなら、冒頭に説明してもらいたい。

【男女平等推進担当課長】 承知した。それでは、事務局より次回以降の日程確認だが、第9回は、2月8日月曜日、午後6時30分から、市民会館集会室を予定している。非常事態宣言の期間外になっているが、場合によっては開催時間、方法が変更になる可能性もある。

第10回は、3月11日木曜日の午後6時から、スイングホールで開催を予定している。

市長への審議会報告書の答申については、3月29日月曜日、13時30分から市長公室で行うので、御参集いただきたい。日程については以上である。

【会長】 それでは、以上で令和2年度第8回審議会を終了する。

— 了 —